

農業委員会議事日程

日 時：令和元年 7月29日（月）
午後3時00分
場 所：上山田庁舎・302会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第18号 農地法第3条に係る買受適格証明願について
7. 議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
8. 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
9. 議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
10. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
 - (3) 農地法第4条第1項第8号の規定による農業用施設への転用について
 - (4) 平成30年度農業委員会事務報告について
11. その他

〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員会長

1 番 中嶋 喜代栄 外 14 名

事務局出席者

事務局長 中村 利信

事務局次長 中山 秀一

農地係担当係長 宮坂 昌吉

【 会議概要 】

中村局長	本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 ただ今から令和元年7月の総会を開催いたします。 それでは、始めに会長さんのあいさつをお願いいたします。
議 長	(会長あいさつ)
中村局長	(経過報告)
議 長	ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。
中山次長	(出席状況の報告)
議 長	定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。
議 長	まず、日程第3、会期の決定について、であります、議案の内容からして、本 一日で足りうると思っておりますので、本日一日と決定したいが、ご異議ござい ませんか。
議 長	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。
議 長	次に日程第4、議事録署名委員の指名について、であります、議長から指名する に、ご異議ございませんか。
議 長	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。 3番瀧澤文武委員、4番栗原正明委員の両委員をお願いいたします。
議 長	それでは、日程第5、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について、 を議題といたします。 事務局から朗読、説明をお願いいたします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。質疑・意見を一括してお受けいたします。
なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございました。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 17 号は、原案のとおり可決、決定されました。
続きまして、日程第 6、議案第 18 号 農地法第 3 条に係る買受適格証明願について、を議題といたします。
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読説明が終わりました。
質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございました。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第 18 号 農地法第 3 条に係る買受適格証明願について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 18 号は、原案のとおり可決、決定されました。
続きまして、日程第 7、議案第 19 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

4 番栗原委員

4 番栗原です。

先日、担当農業委員と現地確認をしてまいりましたのでご報告します。場所は、県道三本木の信号を東側へ約 50m進んだところにある〇〇食品の南側にある農地です。申請地において、太陽光発電システムを設置するものであります。北側は市道、東側は水路、西側は宅地、南側は農地ですが、太陽光パネルを 3 m 離して設置する計画であり、隣接耕作者の同意も得ていることから問題ないと判断しました。

議 長

担当委員さんからの報告が終わりました。

それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 19 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 19 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 8、議案第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

2 番岡田委員

2 番岡田です。よろしくをお願いいたします。先日担当農業委員と現地確認をしてまいりましたのでご報告いたします。

1 番案件ですが、場所は千曲線沿いのパチンコ〇〇〇店から東側約 80mにある畑です。申請地において住宅を新築するものであります。北側は接続道路、西側は住宅、南側は貸付人の農地、東側は農地ですが、隣接耕作者 2 名の同意を得ており問題ないと思われま。

2 番案件ですが、場所は千曲橋東の社協の福祉サービス事業所から北側約 100mにある農地です。申請地において貸駐車場を整備するものであります。南側は駐車場、北側・西側は市道、東側は農地ですが隣接耕作者の同意を得ております。農地との段差が 60cm 程生じるようでありますが、土砂が流失しないよう必要な措置が講じられる予定となっており問題ないと判断いたしました。

11 番嶋田委員

11 番森倉科担当の嶋田です。先日現地確認をしまいりましたのでご報告します。

3 番案件ですが、場所は森倉科交番とあんず保育園の間にあるせせらぎ通りの交差点から 500m程南側に入った農地で、現在耕作放棄地となっております。申請地と隣接宅地を一体利用し住宅を新築するものであります。西側は譲渡人の農地、南側は市道、東側は宅地、北側は農地ですが、隣接耕作者の同意を得ております。また、隣接宅地に建築されていた老朽化した危険建物が解体され近隣の方も喜んでいる状況であります。以上の点から問題ないと判断いたしました。

15 番長門委員

15 番長門です。22 日に担当農業委員 3 名で現地確認を行いましたのでご報告いたします。

4 番案件ですが、場所につきましては八幡代地区の南端で須坂区との境界付近、県道長野上田線より西側約 50mにある農地です。登記地目は畑となっておりますが、現況は竹や雑木・雑草が生い茂っており耕作放棄地となっております。申請地において、太陽光発電システムの設置をするものであります。隣接農地は申請地の上段にあり雨水や土砂の流入の恐れはなく、隣接耕作者の同意も得ており問題ないと思われま

3 番瀧澤委員

3 番瀧澤です。5 番と 6 番案件について、先日関連農業委員と現地確認をしてみましたのでご報告いたします。

5 番案件ですが、場所は国道 18 号線内川信号より南西側 500m程入った工場敷地と住宅敷地の混在する地域で現在野菜を耕作しています。申請地において、工場と駐車場間の連絡通路の整備をするものであります。北側・西側・南側は借受人の駐車場、東側は不耕作地ですが土地所有者の同意を得ており、特に問題ないと思われま

6 番案件ですが、五加小学校の南西約 250mにある〇〇酒造の西裏にある田んぼで住宅地の真中にある農地です。申請地において住宅を新築するものであります。北側は幅員 4.5mの市道、東側は住宅、西側・南側は農地となっておりますが、隣接耕作者 2 名の同意を得ております。汚水は公共下水道へ接続予定であり問題はないと思われま

4 番栗原委員

4 番栗原です。先日担当農業委員と現地確認を行いましたのでご報告いたします。

7 番案件ですが、場所は県道新田坂城停車場線沿いにある〇〇〇の介護センターから北側約 250mにある荒廃地です。申請地と隣接宅地を一体利用し資材置場の整備をするものであります。所有者が遠方におり地権者不在でごみ捨て場に近しい状況となっており、近隣住民から苦情の出ている場所でございます。現在、業者がごみを撤去する等農地へ復元をしております。以上の経過及び隣接者の同意も得ていることから問題ないと判断いたしました。

議長	<p>担当委員さんからの報告が終わりました。 それでは、質疑意見を一括、お受けします。</p> <p>(進行の声あり)</p>
議長	<p>進行いたします。 質疑、意見を終結し、採決いたします。 お諮りします。議案第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 20 号は、原案のとおり可決、決定されました。 続きまして、日程第 9、議案第 21 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による 集積計画について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。</p>
中山次長	<p>……朗読説明……</p>
議長	<p>朗読説明が終わりました。 それでは、質疑意見を一括してお受けいたします。</p> <p>(進行の声あり)</p>
議長	<p>進行いたします。 質疑、意見を終結し、採決いたします。 お諮りします。議案第 21 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計 画について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 21 号は、原案のとおり可決、決定されました。 以上で、議事はすべて終了いたしました。 続いて、日程第 10、「報告事項」について事務局から報告をお願いします。</p>
中山次長 中山次長 宮坂担当係長 中山次長	<p>(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について (2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について (3) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農業用施設への転用について (4) 平成 30 年度農業委員会事務報告について</p>
議長	<p>説明が終わりました。今の報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、 お願いします。</p>

(質疑、意見なし)

議長

よろしいですか。先へ進めます。
続いて、日程第11、その他につきまして事務局から説明をお願いいたします。

……朗読説明……

議長

説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議長

よろしいですか。
以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
7月の総会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

[閉会] 午後4時30分

